

【 検 査 】

５７２ ミダゾラム注射液（超音波検査時）の算定について

《令和７年６月３０日》

○ 取扱い

次のD215「２」「ロ」超音波検査（断層撮影法（心臓超音波検査を除く。））（その他の場合）時に対するミダゾラム注射液（ドルミカム注射液等）の算定は、原則として認められない。

- (1) 胸腹部
- (2) その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等）

○ 取扱いを作成した根拠等

ドルミカム注射液は、添付文書の効能・効果が「麻酔前投薬」、「全身麻酔の導入及び維持」、「集中治療における人工呼吸中の鎮静」、「歯科・口腔外科領域における手術及び処置時の鎮静」である催眠鎮静剤であり、一般的に上記検査時に当該医薬品を使用する必要性は低いと考える。

以上のことから、上記検査時における当該医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。